

# 令和8年度広島県庁仕事体験募集案内(二次募集)

令和8年6月1日

(赤字部分を令和8年7月1日修正)

広島県総務局人材マネジメント担当  
広島県総務局人事課  
広島県商工労働局雇用労働政策課

## 1.概要

広島県では、学生に県の業務及び県政に対する理解を深めてもらうとともに、自己の職業適性や将来設計について考える機会を提供することを通じて主体的な職業選択や高い職業意識の育成を図ることを目的として、大学等の夏休みの期間に、広島県庁仕事体験（以下、「仕事体験」という。）を実施します。

(1) 対象者：大学、大学院、短期大学、専門学校、及び高等専門学校の学生

※一次募集で既に受入決定している学生は除く

(2) 受入期間：概ね3日程度（受入所属により異なるため、別表を参照）

(3) 受入所属及び実習内容：別表を参照

(4) 実習場所：県庁又は県内地方機関（関連機関への出張が発生する場合があります。）

(5) 実習時間：8:30～17:15を基本としています（受入所属のプログラムにより変更となる場合があります。）。

## 2.申込手続

(1) 申込期間 ~~令和8年6月1日(月)から令和8年6月15日(月)12時(正午)~~ 【一次募集終了】

令和8年7月1日(水)から令和8年7月7日(火)12時(正午) 【二次募集】

(2) 申込方法 申込フォームを通じた電子申請

①「Go!ひろしま公式LINEから申し込む」ボタンを押してください。

②「Go!ひろしま公式LINE」のLINEトーク画面の指示に従って「令和8年度広島県庁仕事体験申込フォーム」（広島県電子申請システム）にアクセスし、必要事項を記入の上、お申し込みください。

(3) その他

本申込にあたって、学校から広島県に提出していただく書類等はありません。

## 3.受入可否の決定

(1) 申込時に記入いただいた内容をもとにマッチングを行い、受入可否及び受入所属を決定します。申込多数の場合は、マッチングの結果、受け入れできない場合があります。

(2) 受入可否は、結果に関わらず、7月上旬（二次募集は7月17日(金)）までに登録いただいた連絡先（メールアドレス）にお知らせします。

## 4.サービス等

(1) 身分

実習生は学生の身分を保有したまま受け入れるものとします（広島県職員の身分を有しません）。

(2) サービス

実習生には、サービスや守秘義務等に関する誓約書を提出していただきます。

※提出いただけない場合は仕事体験に参加することが出来ません。

(3) 報酬

広島県は、仕事体験に伴う報酬、賃金、手当、交通費、食費等いかなる経済的負担も負いません。

(4) 災害補償

実習期間中に事故、災害に遭いケガをした場合や、県又は第三者に対して物品等に損害を与えた場合に備え、

傷害保険及び損害賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応してください。

なお、受入が決定した学生については、傷害保険及び損害賠償責任保険の保険加入証明書の写しを提出いただきます。

※大学等で保険に加入している場合がありますので、必ずキャリアセンター等で保険加入状況を確認し、未加入の場合は御自身で加入してください。

※提出いただけない場合は仕事体験に参加することが出来ません。

## 5.実習の中止

以下に該当すると認めるときは実習を中止する場合があります。

- (1) 実習生が服務義務に従わない場合や、その他実習を継続することが困難であるとき。
- (2) 実習を継続することにより業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

## 6.その他

- (1) 学校単位認定のための評価等の書類による証明等の作成には対応いたしません。
- (2) 参加申込に必要な情報は、広島県及び広島県人事委員会で適切に管理し、仕事体験に係る業務（終了後のフォローを含む）の他、今後の採用広報・イベントの企画検証及び広島県内の就職活動に役立つ情報発信にのみ使用させていただきます。なお、仕事体験への参加の有無や御提供いただいた情報が、広島県職員の採用選考の可否に影響することは一切ありません。
- (3) 感染症の流行や自然災害の発生等によって急遽中止またはオンライン開催に切り替える場合がございます。
- (4) 仕事体験の申込・参加にあたって、原則県・学校間での覚書の締結や参加学生情報の共有は行いませんが、学校から所属している学生の申込状況について提供依頼があった場合には、情報提供しますので、あらかじめ御了承ください。

~~(5) 「広島県庁ってどんなとこ？オンライン座談会」(オンライン開催)は、仕事体験のプログラムに申し込まない学生についても、申込が可能です。また、仕事体験のプログラム及びオンライン座談会の両方に申し込んだ学生についても、受入可否に関わらず、オンライン座談会への参加が可能です。(募集終了)~~

## 7.問合せ先

広島県商工労働局雇用労働政策課雇用促進グループ 電話：082-513-3425